

連載：労働の現場から—第3回

ワーキングプアの事件簿

笹山 尚人

私は、首都圏青年ユニオンの顧問を務めている。近時、弁護団を結成したので、現在は弁護団事務局長だ。首都圏青年ユニオンは、一人でも、どんな雇用形態でも加入できる労働組合なので、あちこちからいろいろな相談が持ち込まれる。ユニオンは、多くの場合それを団体交渉で解決していくが、団交で解決できないケースや、訴訟を通じてでも社会的に訴えるべきケースについては、私たち弁護団に依頼をしてくる。そのようなケースの中からいくつかを紹介したい。

1、「SHOP99」名ばかり管理職事件

(1) 事案の概要

コンビニエンスストア「SHOP99」を経営する会社に、2006年9月に正社員として入社した清水文美さん。入社後わずか3ヵ月で、コンビニで実質店長の立場に置かれ、9ヵ月後には正式に店長に。「SHOP99」では、各店舗に正社員が一人しかおらず、あとは全てアルバイトである。24時間営業のコンビニエンスストアで、アルバイトがシフトに入れない時間帯は、正社員がシフトに入らざるを得なかった。何時間働き続けているとか、休日を取れたとか、そんなことは関係なく、シフトに穴が開けば、働かざるを得なかった。清水さんは、もっとも長い場合で、39日間、休日なしで働き、一番ひどいときで、4日間で80時間を超える労働を行った。このような状況で、清水さんは体調不良、不眠、食欲不振に悩まされるようになっていった。わずか1年の間に、6店舗に異動させられたことも彼のストレスを募らせた。2007年10月、ついに清水さんは体調不良で働くことが出来なくなり、休職することになった。

(2) 清水さんの提訴

清水さんは自分をここまで追い込んだことには、会社の労働時間の管理システムに問題があると考え、病気に対する責任を取ることと共に、長時間残業についての残業代を支給するよう会社に求めた。ところが会社は、残業代の支給を拒絶した。理由は、清水さんが店長であることから、労基法41条2号のいわゆる「管理監督者」にあたるから残業代の支給は必要ないと言うのである。

清水さんは、この会社に言い分に対し、もはや提訴をもって対応するしかないと考えた。首都圏青年ユニオンからの依頼を受け、顧問弁護団は、集団的に取り組むべき事案として、私のほか戸館圭之弁護士、三浦直子弁護士をもって弁護団を編成した。本年5月9日、清水さんは、東京地裁八王子支部に残業代の支払いと慰謝料の支払いを求める訴訟を提起した。第1回口頭弁論は7月16日に行われた。次回は、9月24日午前11時である。

(3) 会社の反論の検討

会社の言う「管理監督者」の問題については、今年1月に日本マクドナルド事件で東京地裁が元店長の残業代請求を認める判決が記憶に新しく、てがかりになる。「管理監督者」とは、「労働条件の決定その他労務管理について経営者と一体的な立場において、同法所定の労働時間等の枠を越えて事業活動することを要請されてもやむを得ないもの」といえるような重要な職務と権限を付与され、また、賃金等の待遇やその勤務態様において、他の一般労働者に比べて優遇措置が取られているので、労働時間等に関する規定の適用を除外されても、上記の基本原則に反するような事態が避けられ、当該労働者の保護に欠けるところがない者」をいうと解釈されている。清水さんの場合、一店舗の管理者としての立場に過ぎず、しかもその職

務のあり方も会社から厳しくマニュアル化されている状況であり、職務内容、権限からして経営者と一体的立場になるようなものではなかった。また、清水さんは店長時代のほうが一般社員時代より賃金が下がっており、一般労働者に比べて優遇措置が取られている事情もない。清水さんが「管理監督者」でないことは明らかである。

(4)今後に向けて

清水さんは、この事件について、あるところでは次のようにコメントしている。「私は店長になること以前に正社員として胸を張れる自分でいたい、そういう思いで入社しました。しかし今は月に2回通院しなければならないという状態です。私はただ普通に働きたかっただけです。正社員になって自分で将来をひとつひとつ積み上げ、築き上げたかっただけなのです。ただ、それだけです。」

ワーキングプアの問題とは、清水さんの、このようなあまりにささやかな願いですら認めようとしない、そういう問題である。清水さんの被害を回復させ、清水さんのような働き方を改めさせていく、そのような訴訟にしていきたいと考えている。

2. パチンコ店社員の解雇事件

首都圏青年ユニオンからの依頼は、労働審判で解決して欲しいという依頼も多い。次のケースもそのようなケースである。

彼は、パチンコ店の実質的な店長として働く正社員であった。会社に貢献し、働く者にとっても働きやすい職場を。彼は信念をもって現場を仕切っていた。パチンコ店では、店員と顧客が共謀して、店から利益をかすめ取るという不正があるとを絶たないとのことである。彼は、自ら別の職員の不正を発見し、証拠をつかみ、会社に通報したこともある。また、深夜に渡る遅番も厭わなかった。他方で、現場の監督者として、共に働く従業員たちが、気持ちよく働けるようにとの配慮を忘れたことはなかった。その彼が、こともあろうに、会社の売上金が紛失していることについて、盗人の汚名を着せられ、解雇という形で職場を追われ

たのである。名誉と自尊心を傷つけられた彼は、首都圏青年ユニオンに加入。団交の席上、会社は、紛失について、彼が盗んだ確証がないことを認めながら、「現場の責任者として、お金の紛失についてきちんと対応していないのは、責任者として適格性がないのだ。」と話しをすり替えた。事案の困難性に鑑み、私は津田二郎弁護士に共闘を依頼して、2人で青年の代理人として、東京地裁に労働審判を申し立てた。

労働審判で、私たちは、解雇の撤回と合意による退職、謝罪、そして金銭による賠償を求めた。私たちの要求がほぼそのまま容れられ、1回で調停成立となって事件は解決した。

審判翌日に、青年が首都圏青年ユニオンのメーリングリストに報告したメールで、青年は次のように述べている。「濡れ衣を着せられ首を斬られた会社との戦いの幕が閉じました。驚くほどの速攻決着とともに、『完全勝利』を得る事が出来ました。私は今最高の開放感を得ています。…笹山先生から最後に『彼は正義感が強く、志を持って仕事しておりました。どうか本人の希望に沿う様な解決を』と言って頂いた時は、走馬燈のように在職時代の仕事に対する思い入れと盗人の汚名を被せられた悔しさが心の中に表れてきて涙が出そうになるのをグッとこらえました。…私の潔白を信じてくれた人がたくさんいてくれた事に感謝します。特に親身になって私の話を聞き、幼稚さの残る私の発言を理解し、信じて書類作成をして下さった津田先生に感謝しております。…組合員の皆様の中には私より複雑で難解な問題を抱えている人が殆どだと思います。そういう案件を抱えている組合員の皆様に家族や友人そして組合、弁護士先生がそばにいて信じてくれているという事に自信を持って戦って欲しいと願います。」

このように、組合員は、みんな良い奴である。たたかいと団結を、実践しながら学んでいく。ワーキングプアのたたかいは、今、このように進んでいる。

(ささやま なおと・弁護士)